

経営会議の内容

件 名	大和市スポーツ施設設置条例の一部改正について
所 管 部	文化スポーツ部
日時・場所	令和4年10月27日（木）13：30 ～ 13：45 研修室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境施設農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、議会事務局長、スポーツ課長
提 出 理 由	大和市スポーツ施設設置条例を一部改正するにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・センタープール廃止に伴い、指定管理料等に影響はあるか。 （所管部）以前は、指定管理者の業務について、センタープールの管理運営を含めて協定を締結していたが、令和3年に更新した現在の協定は、新型コロナウイルス感染症の影響が長引くと予想し、センタープールの管理運営に関するものを除いたものとしている。なお、指定管理者とは、センタープール再開の際に、再度協議する旨合意している。 ・受益者負担の観点より、整備後の駐車場の有料化は予定しているか。 （所管部）今回の条例改正の目的には、無料臨時駐車場がなくなることに伴う代替駐車場確保という意味も含まれているため、条例改正当初は引き続き無料駐車場として運営していくことを想定している。有料化については、「使用料・手数料に係る受益者負担の適正化方針」に基づき、駐車場整備後の利用状況や指定管理者の更新時期を見据えながら、検討を進めていく。 ・コロナ禍でセンタープールを閉鎖している間、再開について市民から問い合わせ・要望はあったか。 （所管部）市民からの問い合わせは、今年度1件、市長への手紙が寄せられた。問い合わせ内容は「センタープールは開けないのか」という運営に対するもののみだった。 ・NEXCO中日本から借用している臨時駐車場を使用できなくなる状況下で、センタープール再開について市民要望がないことを勘案すると、多額の費用をかけてセンタープールを再開するよりも、駐車場として整備する方が良案だと考える。 ・駐車場の使用料(有料化)については、然るべき時期に念入りに検討し、受益者負担の適正化を目指していく必要がある。
会議結果	案のとおり、進めていく。